加入申込に際しての表明・確約

私は、現在、次の１及び２のいずれにも該当しないことを表明し、並びに将来にわたっても該当しないことを確約します。

また、私は、自ら又は第三者を利用して次の３のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

私は、これにより、定款の規定に基づき組合員資格を喪失する又は除名となることがあることを確認します。

なお、これにより私に損害が生じた場合でも、豊田森林組合に何らの請求もせず、また、豊田森林組合に損害が生じたときは、私がその責任を負うものとします。

１　暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者）

２　暴力団員等がその事業活動を支配する者

３　次の各号のいずれかに該当する行為

1. この組合の事業を妨げる行為（暴力団員等、暴力団員等がその事業を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくはその業務の補助者として使用するおそれのある当該組合員が、この組合又は他の組合の組合員に損害を与え、又は損害を与える恐れのある行為を含む）
2. 法令又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他組合の信用を失わせるような行為

令和　　　年　　月　　日

氏名(自署)